

労働福祉等実態調査結果

(平成21年6月調査)

大分県商工労働部労政福祉課

(目次)

調査の説明	2
調査結果	3
1 雇用状況	3
(1) 雇用形態別労働者数	3
(2) パートタイム労働者、派遣労働者及び業務委託等労働者の雇用事業所割合	4
(3) 女性労働者の就業状況	5
(4) 労働組合、就業規則	5
2 労働時間	6
(1) 1週間の所定労働時間	6
(2) 年間の労働時間	7
3 休日休暇制度	8
(1) 週休制	8
(2) 連続休暇	9
(3) 年次有給休暇	10
4 育児・介護休業制度	11
(1) 育児休業制度	11
(2) 介護休業制度	13
(3) 育児・介護を支援する制度	14
5 パートタイム労働者	15
(1) パートタイム労働者の平均時間給	15
(2) パートタイム労働者の雇用理由	15
(3) パートタイム労働者の主な仕事内容	16
(4) パートタイム労働者への労働条件の明示方法	16
(5) パートタイム労働者の就業規則	16
(6) パートタイム労働者の雇用期間	17
(7) パートタイム労働者の1日の所定労働時間	17
(8) パートタイム労働者の1週間の勤務日数	17
(9) パートタイム労働者に適用される制度、諸条件の整備状況	18
(10) パートタイム労働者の処遇	18
6 派遣労働者	19
(1) 派遣料平均単価(1時間当たり)	19
(2) 今後の派遣労働者の受け入れ予定	19
7 正社員への登用制度	20

調査の説明

1 調査の目的

この調査は、県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査期日

平成21年6月30日

3 調査対象

日本標準産業分類に基づく13大産業〔建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業〕に属する県内の事業所から産業、規模別に一定の方法により抽出した1,000事業所

4 調査項目

- (1) 基本調査項目 休日・休暇、育児・介護休業制度、派遣労働者、正社員への登用制度
- (2) 特定調査項目 パートタイム労働者

5 調査の方法

「労働福祉等実態調査票」を郵送して、自計式により記入のうえ返送を依頼し、集計を行った。

6 調査票の回収結果

調査対象事業所数 1,000事業所 有効回答事業所数 709事業所 有効回答率 70.9%

7 主な用語の定義

- (1) 「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する者。
 - 期間を定めずに雇われている者
 - 1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - 臨時又は日雇労働者で過去2か月にそれぞれ18日以上雇用された者
- (2) 「パートタイム労働者」とは、次のいずれかに該当する者。
 - 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般労働者より短い者
- (3) 「臨時・日雇労働者」とは、臨時又は日々の雇用契約で雇用されている者。
- (4) 「派遣労働者」とは、派遣労働契約により、派遣元会社から派遣されている者
- (5) 「業務委託等労働者」とは、請負契約や業務委託契約により、別の会社から派遣されている者

8 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、産業、規模別に一定の方法による抽出調査のため、回答事業所が過去の年度の事業所とは一致していない。したがって、この調査結果を他の調査結果や、時系列比較をする場合には注意を要する。前回調査時点の数字を記載しているが、参考までに留めること。
- (2) 集計標本数が少ない場合は、注意が必要である。
- (3) 構成比は四捨五入（小数点第2位）しているため、その合計が100.0にならない場合がある。また、「複数回答」の場合、構成比の合計は100.0を超えることがある。

調査結果

1 雇用状況

(1) 雇用形態別労働者数

回答があった事業所の全労働者は79,296人で、うち男性は43,333人(54.6%)、女性は35,963人(45.4%)となっている。前年調査での労働者割合は、男性が58.9%、女性が41.1%であった。

男女別に雇用形態をみると、男性は「常用労働者」が87.0%、「常用労働者以外の労働者」が13.0%となっており、女性は「常用労働者」が53.7%、「常用労働者以外の労働者」が46.3%となっている。

(表1-(1)-1、表1-(1)-2、表1-(1)-3、図1-(1)-1、図1-(1)-2参照)

全労働者の雇用形態をみると、「常用労働者」が71.9%で、その内訳は「期間を定めずに雇われている労働者(正社員)」63.7%、「期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)」8.3%となっている。「常用労働者以外の労働者」は28.1%で、その内訳は「パートタイム労働者」17.3%、「業務委託等労働者」7.5%、「派遣労働者」1.9%、「臨時・日雇労働者」1.4%となっている。(表1-(1)-1参照)

産業別に「常用労働者以外の労働者」の割合をみると、「卸売・小売業」が53.4%と最も高く、「電気・ガス・熱供給・水道業」が3.6%と最も低くなっている。(図1-(1)-3参照)

表1-(1)-1 雇用形態別労働者数割合1(全体)

単位:人(%)

	回答事業所の全労働者	常用労働者			常用労働者以外の労働者	パートタイム労働者	臨時・日雇労働者	派遣労働者	業務委託等労働者
		常用労働者	期間を定めずに雇われている労働者(正社員)	期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)					
H21調査計	79,296 (100.0)	57,021 (71.9) <100.0>	50,475 (63.7) <88.5>	6,546 (8.3) <11.5>	22,275 (28.1) <<100.0>>	13,727 (17.3) <<61.6>>	1,086 (1.4) <<4.9>>	1,509 (1.9) <<6.8>>	5,953 (7.5) <<26.7>>
H20調査計	67,592 (100.0)	50,974 (75.4) <100.0>	45,354 (67.1) <89.0>	5,620 (8.3) <11.0>	16,618 (24.6) <<100.0>>	8,713 (12.9) <<52.4>>	1,075 (1.6) <<6.5>>	3,330 (4.9) <<20.0>>	3,500 (5.2) <<21.1>>

(注) < >内は、常用労働者の労働者についての内訳、<< >>内は、常用労働者以外の労働者についての内訳

表1-(1)-2 雇用形態別労働者数割合2(男)

単位:人(%)

	回答事業所の全労働者	男			常用労働者以外の労働者	パートタイム労働者	臨時・日雇労働者	派遣労働者	業務委託等労働者
		常用労働者	期間を定めずに雇われている労働者(正社員)	期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)					
H21調査計	43,333 (100.0)	37,715 (87.0) <100.0>	34,618 (79.9) <91.8>	3,097 (7.1) <8.2>	5,618 (13.0) <<100.0>>	2,307 (5.3) <<41.1>>	624 (1.4) <<11.1>>	762 (1.8) <<13.6>>	1,925 (4.4) <<34.3>>
H20調査計	39,809 (100.0)	32,928 (82.7) <100.0>	30,462 (76.5) <92.5>	2,466 (6.2) <7.5>	6,881 (17.3) <<100.0>>	2,256 (5.7) <<32.8>>	728 (1.8) <<10.6>>	2,149 (5.4) <<31.2>>	1,748 (4.4) <<25.4>>

(注) < >内は、常用労働者の労働者についての内訳、<< >>内は、常用労働者以外の労働者についての内訳

表1-(1)-3 雇用形態別労働者数割合3(女)

単位:人(%)

	回答事業所の全労働者	女			常用労働者以外の労働者	パートタイム労働者	臨時・日雇労働者	派遣労働者	業務委託等労働者
		常用労働者	期間を定めずに雇われている労働者(正社員)	期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)					
H21調査計	35,963 (100.0)	19,306 (53.7) <100.0>	15,857 (44.1) <82.1>	3,449 (9.6) <17.9>	16,657 (46.3) <<100.0>>	11,420 (31.8) <<68.6>>	462 (1.3) <<2.8>>	747 (2.1) <<4.5>>	4,028 (11.2) <<24.2>>
H20調査計	27,783 (100.0)	18,046 (65.0) <100.0>	14,892 (53.6) <82.5>	3,154 (11.4) <17.5>	9,737 (35.0) <<100.0>>	6,457 (23.2) <<66.3>>	347 (1.2) <<3.6>>	1,181 (4.3) <<12.1>>	1,752 (6.3) <<18.0>>

(注) < >内は、常用労働者の労働者についての内訳、<< >>内は、常用労働者以外の労働者についての内訳

図1 - (1) - 1 雇用形態別労働者数割合(男) (%)

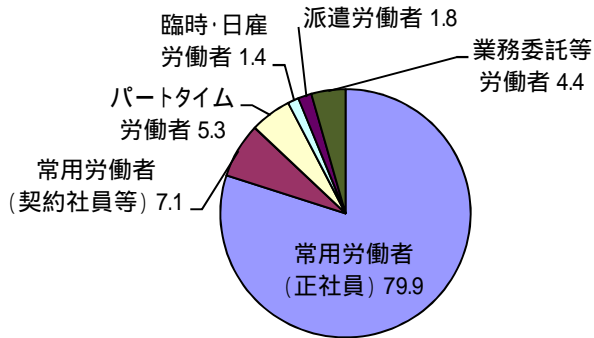


図1 - (1) - 2 雇用形態別労働者数割合(女) (%)

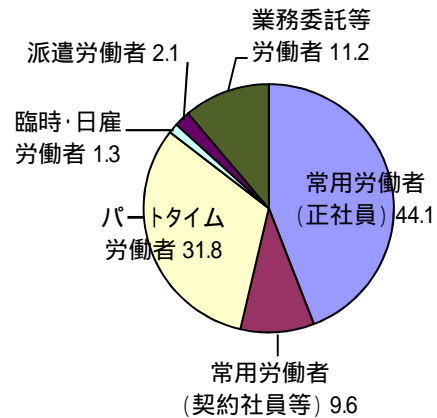
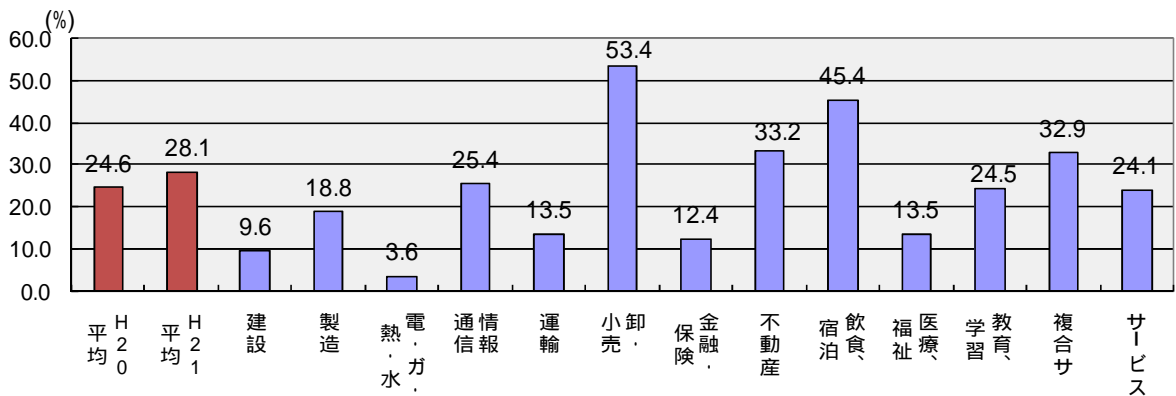


図1 - (1) - 3 産業別 常用労働者以外の労働者割合



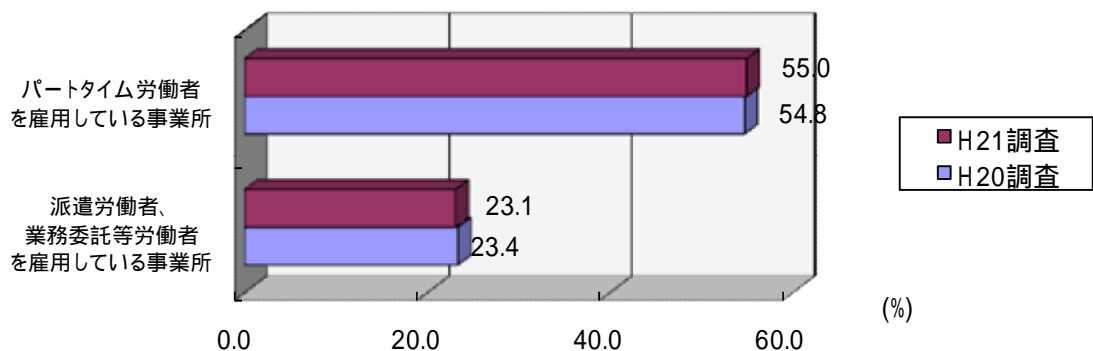
(2) パートタイム労働者、派遣労働者及び業務委託等労働者の雇用事業所割合

「パートタイム労働者を雇用している事業所」は55.0%で、前年調査より0.2ポイント増加している。産業別にみると、「医療、福祉」が92.5%と最も高く、次いで「飲食、宿泊業」86.4%となっている。一方、最も低いのは、「建設業」30.6%となっている。

「派遣労働者および業務委託等労働者を雇用している事業所」は23.1%で、前年調査より0.3ポイント減少している。

産業別にみると、「金融・保険業」が57.1%と最も高く、次いで「情報通信業」44.4%となっている。(産業別については統計表2を参照 ホームページからダウンロードできます)

図1 - (2) パートタイムまたは派遣労働者等の雇用事業所割合

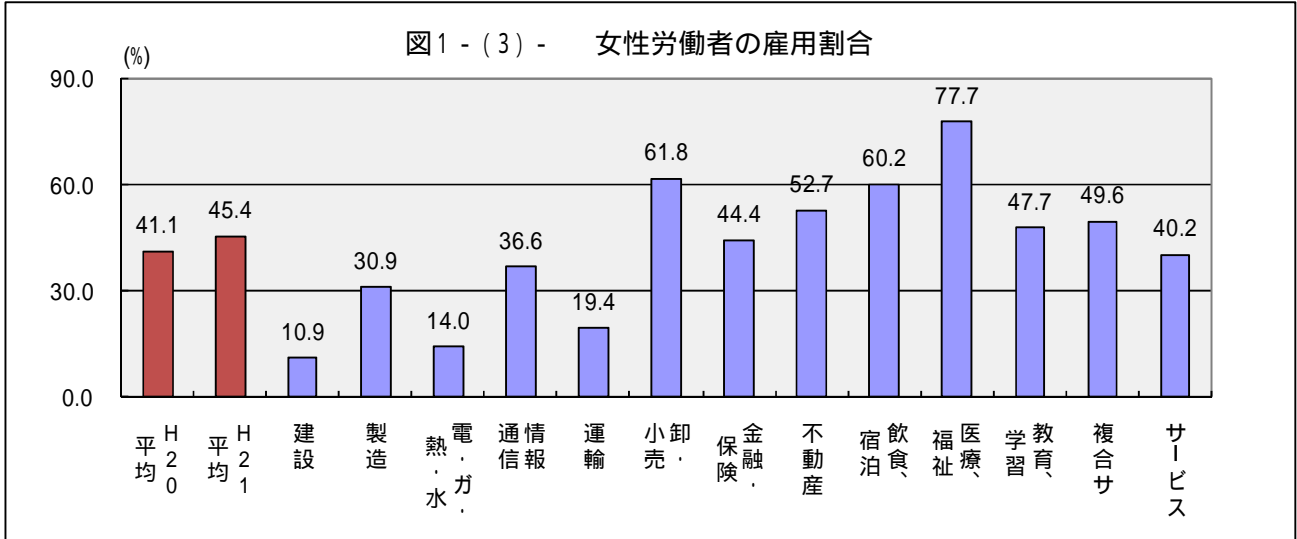


(3) 女性労働者の就業状況

全女性労働者

全労働者に占める「女性労働者の割合」は45.4%で、前年調査より4.3ポイント増加している。

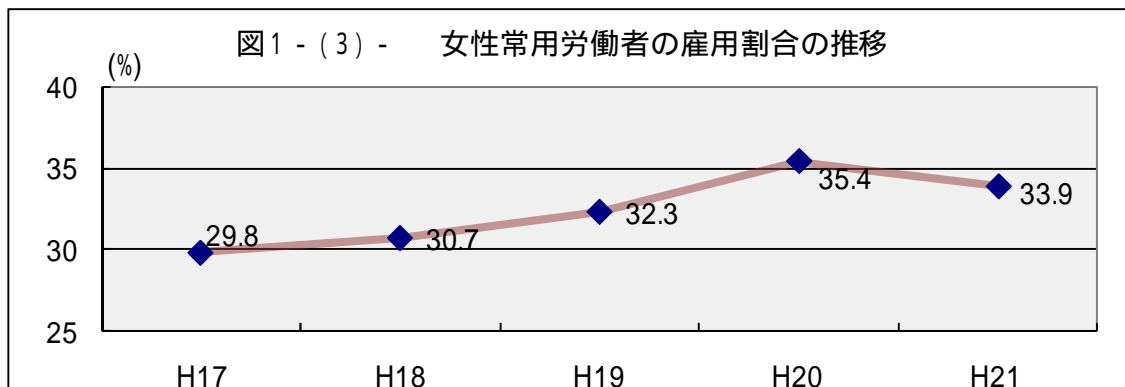
産業別にみると、「医療、福祉」が77.7%と最も高く、次いで「卸売、小売業」61.8%、「飲食店、宿泊業」60.2%となっている。一方で最も低いのは「建設業」10.9%となっている。



常用女性労働者

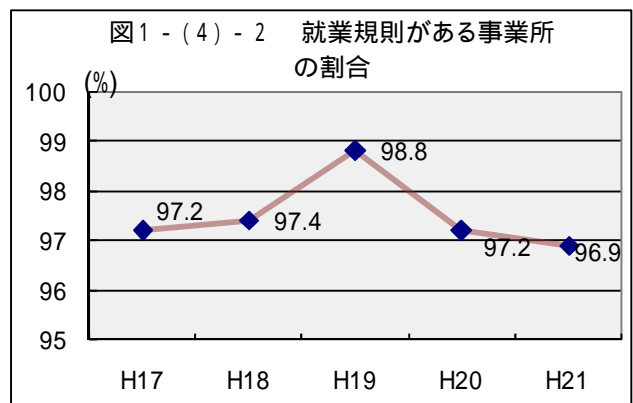
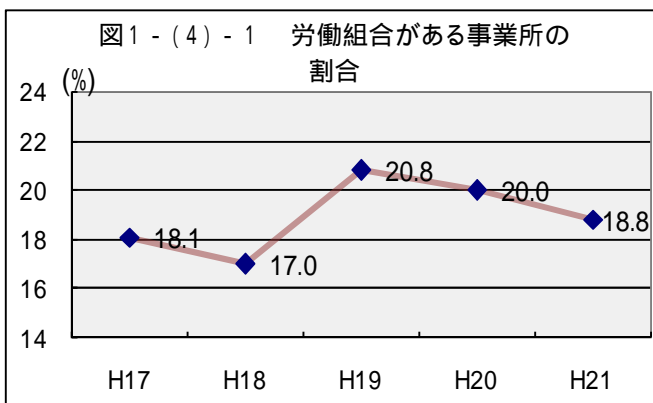
全常用労働者に占める「女性常用労働者」割合は33.9%で、前年調査より1.5ポイント減少している。

これを平成17年以降でみると、17年29.8%、18年30.7%、19年32.3%、20年35.4%と3年連続で雇用割合が増加していたが、今回調査では減少した。



(4) 労働組合、就業規則

労働組合がある事業所、就業規則がある事業所の割合は、平成17年以降下図のとおり推移している。



2 労働時間

(1) 1週間の所定労働時間

1週間の所定労働時間の事業所平均は39時間53分で、前年調査より1分増加している。

産業別にみると、「金融・保険業」が37時間52分と最も短く、逆に「卸売・小売業」が40時間31分と最も長く、その差は2時間39分となっている。

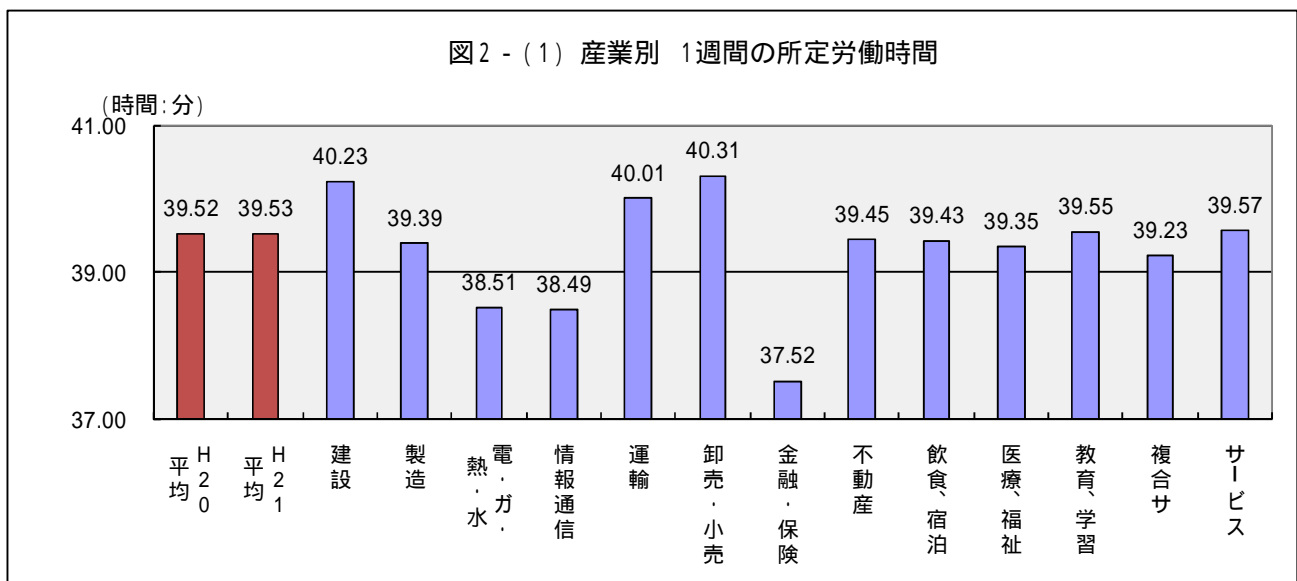
1週間の所定労働時間の分布を事業所数でみると、40時間以下の事業所は90.4%で、前回調査より0.5ポイント増加している。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「医療・福祉業」が100%となっている。

表2 - (1) 常用労働者1人当たりの1週間の所定労働時間(事業所割合)

単位: 事業所 (%)

	有効回答 事業所	時間内訳						平均時間 (時間:分)
		40:00 未満	40:00	40:01 ~ 42:00	42:01 ~ 44:00	44:01 ~ 46:00	46:01 ~	
H21調査計	689 (100.0)	175 (25.4)	448 (65.0)	21 (3.0)	29 (4.2)	4 (0.6)	12 (1.7)	39:53
H20調査計	567 (100.0)	159 (28.0)	351 (61.9)	16 (2.8)	29 (5.1)	3 (0.5)	9 (1.6)	39:52

図2 - (1) 産業別 1週間の所定労働時間



(2) 年間の労働時間

総実労働時間

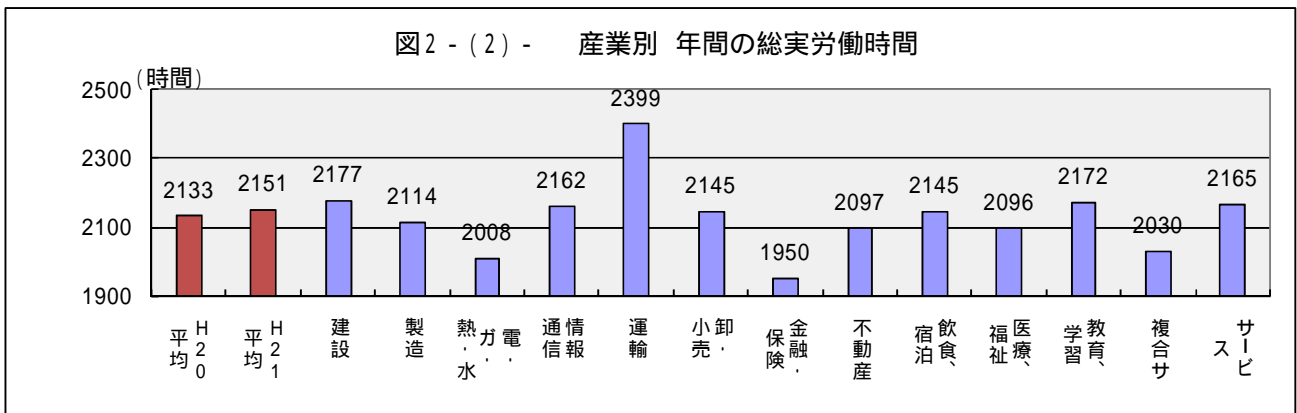
1年間の総実労働時間の事業所平均は2,151時間で、前回調査より18時間増加している。

産業別にみると、「金融・保険業」が1,950時間と最も短く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」2,008時間、「複合サービス業」2,030時間の順で、逆に「運輸業」が2,399時間と最も長く、業種間で449時間の格差となっている。

表2 - (2) - 常用労働者1人当たりの1年間の総実労働時間(事業所割合) 単位:事業所(%) 単位:時間

	有効回答 事業所	時 間 内 訳						平均時間
		1,900 未満	1,900～ 1,999	2,000～ 2,099	2,100～ 2,199	2,200～ 2,299	2,300 以上	
H21調査計	598 (100.0)	64 (10.7)	81 (13.5)	146 (24.4)	110 (18.4)	71 (11.9)	126 (21.1)	2,151
H20調査計	446 (100.0)	34 (7.6)	64 (14.3)	117 (26.2)	99 (22.2)	57 (12.8)	75 (16.8)	2,133

図2 - (2) - 産業別 年間の総実労働時間



所定外労働時間

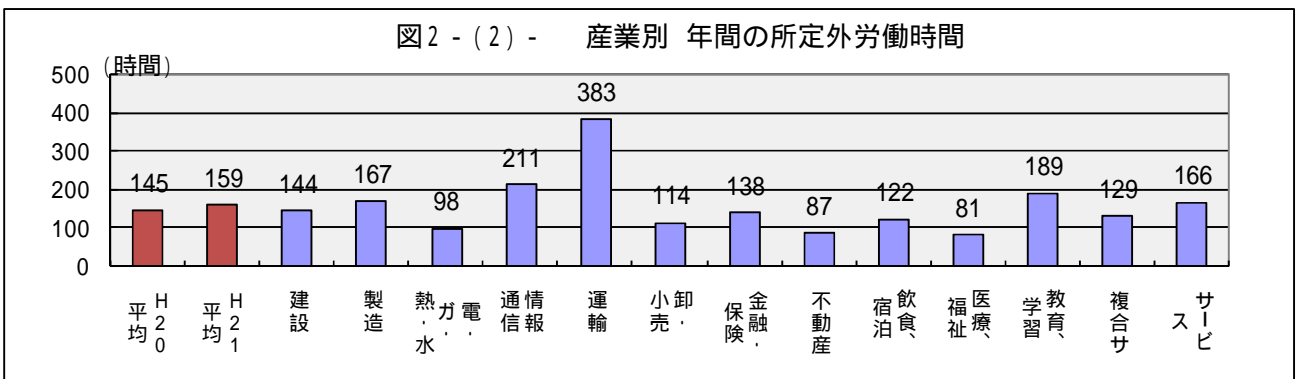
1年間の所定外労働時間の事業所平均は159時間で、前回調査より14時間増加している。

産業別にみると、「医療・福祉」が81時間と最も短く、次いで「不動産業」87時間、「電気・ガス・熱供給・水道業」98時間の順で、逆に「運輸業」が383時間と最も長く、業種間で302時間の格差となっている。

表2 - (2) - 常用労働者1人当たりの1年間の所定外労働時間(事業所割合) 単位:事業所(%) 単位:時間

	有効回答 事業所	時 間 内 訳						平均時間
		100 未満	100～ 149	150～ 199	200～ 249	250～ 299	300 以上	
H21調査計	598 (100.0)	303 (50.7)	71 (11.9)	43 (7.2)	51 (8.5)	28 (4.7)	102 (17.1)	159
H20調査計	446 (100.0)	220 (49.3)	57 (12.8)	38 (8.5)	47 (10.5)	24 (5.4)	60 (13.5)	145

図2 - (2) - 産業別 年間の所定外労働時間



3 休日休暇制度

(1) 週休制

「何らかの週休2日制(以上を含む)を導入している事業所」は84.1%で、前年調査より2.2ポイント減少している。

「完全週休2日制を実施している事業所」は、全回答事業所の37.9%となっている。

また、産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融・保険業」で、「何らかの週休2日制を実施している事業所」の割合が100%となっている。

表3 - (1) 週休制の形態別状況

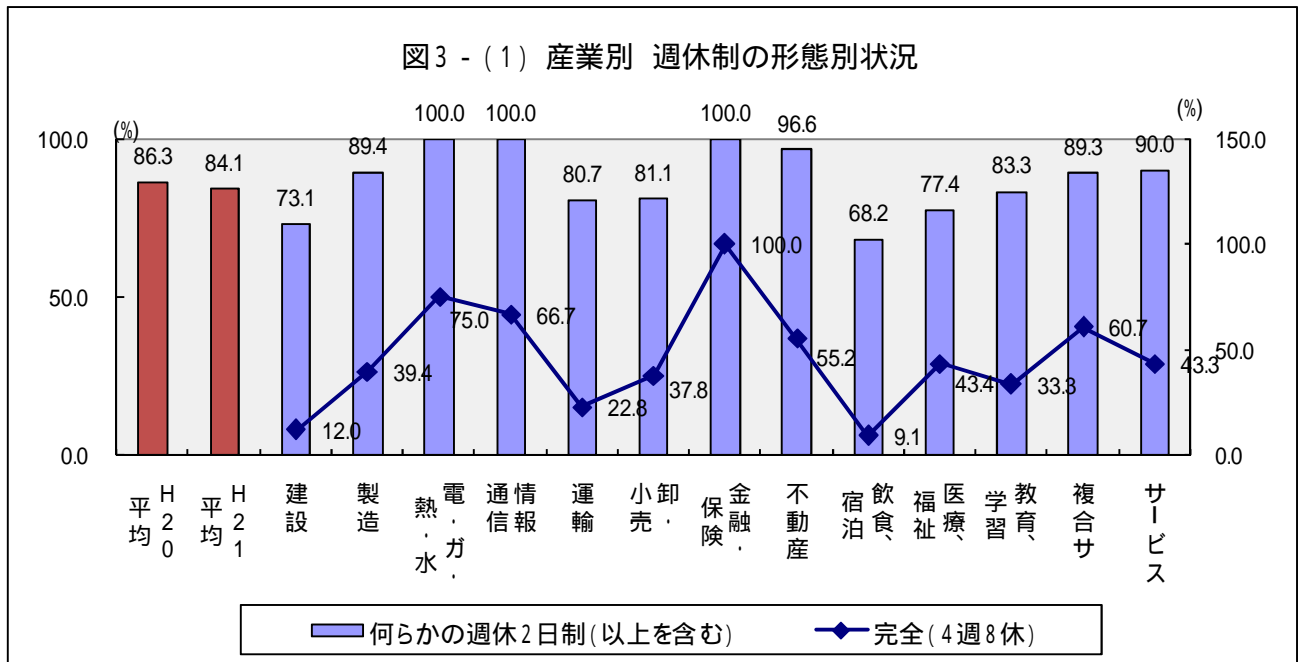
単位:事業所(%)

	回答事業所	週休1日制	週休1日半制	小計	週休2日制				その他週休制
					完全 (4週8休)	月3回 (4週7休)	隔週・月2回 (1週おき 4週6休)	月1回 (4週5休)	
H21調査計	709 (100.0)	67 (9.4)	46 (6.5)	530 (74.8) <100.0>	269 (37.9) <50.8>	84 (11.8) <15.8>	150 (21.2) <28.3>	27 (3.8) <5.1>	66 (9.3)
H20調査計	615 (100.0)	52 (8.5)	32 (5.2)	443 (72.0) <100.0>	222 (36.1) <50.1>	68 (11.1) <15.3>	134 (21.8) <30.2>	19 (3.1) <4.3>	88 (14.3)

(注) < > 内は週休2日制を適用している事業所の内訳

「その他週休制」とは、何らかの週休3日制、3勤4休など平均して週2日を超える休日制度の意

図3 - (1) 産業別 週休制の形態別状況



(2) 連続休暇

「年末・年始の平均連続休暇日数」は5.6日で前年調査と変わっていない。

産業別にみると、「製造業」が6.4日と最も長く、次いで「建設業」、「教育・学習支援事業」6.2日となっている。一方、最も短いのは「金融・保険業」、「医療、福祉」4.4日となっている。

「ゴールデンウィークの平均連続休暇日数」は4.5日で、前年調査より0.3日長くなっている。

産業別にみると、「教育・学習支援業」が5.1日と最も長く、次いで「製造業」、「複合サービス業」5.0日となっている。一方、最も短いのは「不動産業」、「飲食、宿泊業」4.0日となっている。

「夏季の平均連続休暇日数」は4.2日で、前年調査より0.1日短くなっている。

産業別にみると、「教育・学習支援事業」が5.4日と最も長く、次いで「金融・保険業」5.1日となっている。一方、最も短いのは「医療、福祉」3.0日となっている。

表3 - (2) - 年末・年始の連続休暇の日数 単位: 事業所 (%)

	回答 事業所	日 数 内 訳					1事業所 平均休日 日数(日)
		3日	4日	5日	6日	7日以上	
H21調査計	612 (100.0)	37 (6.0)	126 (20.6)	153 (25.0)	134 (21.9)	162 (26.5)	5.6
H20調査計	526 (100.0)	49 (9.3)	94 (17.9)	133 (25.3)	109 (20.7)	141 (26.8)	5.6

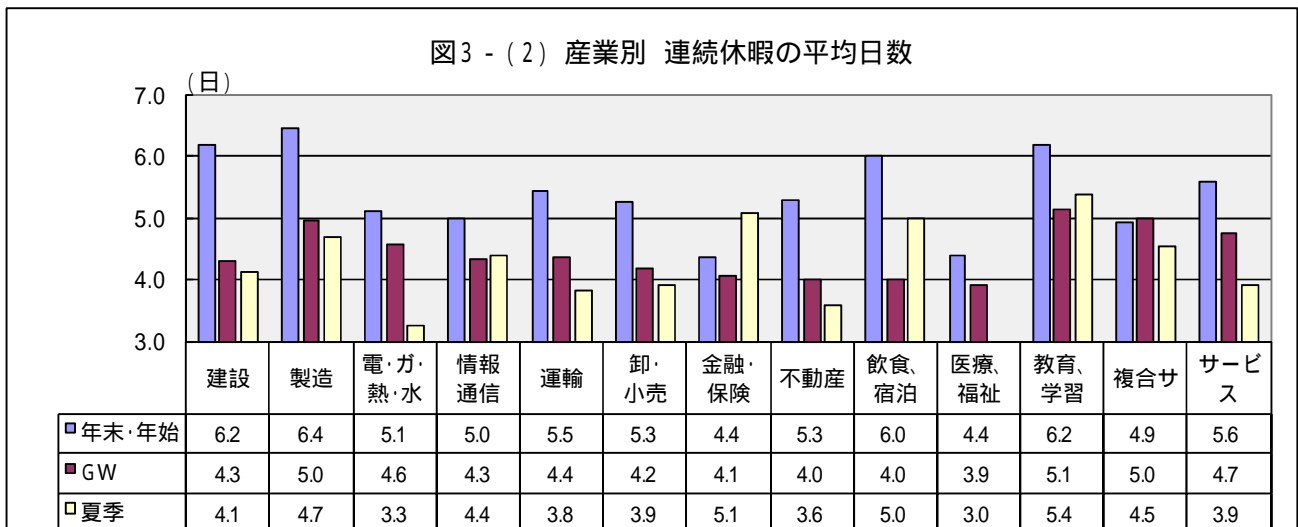
表3 - (2) - ゴールデンウィークの連続休暇の日数 単位: 事業所 (%)

	回答 事業所	日 数 内 訳					1事業所 平均休日 日数(日)
		3日	4日	5日	6日	7日以上	
H21調査計	515 (100.0)	100 (19.4)	191 (37.1)	154 (29.9)	31 (6.0)	39 (7.6)	4.5
H20調査計	419 (100.0)	118 (28.2)	212 (50.6)	50 (11.9)	13 (3.1)	26 (6.2)	4.2

表3 - (2) - 夏季の連続休暇の日数 単位: 事業所 (%)

	回答 事業所	日 数 内 訳					1事業所 平均休日 日数(日)
		3日	4日	5日	6日	7日以上	
H21調査計	495 (100.0)	181 (36.6)	166 (33.5)	81 (16.4)	11 (2.2)	56 (11.3)	4.2
H20調査計	415 (100.0)	171 (41.2)	61 (14.7)	135 (32.5)	12 (2.9)	36 (8.7)	4.3

図3 - (2) 産業別 連続休暇の平均日数



(3) 年次有給休暇

「平均新規付与日数（繰越日数を除く）」は15.5日で、前年調査より1.6日短くなっている。産業別にみると、「教育、学習支援業」が18.9日と最も長く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融・保険業」18.3日となっている。

「平均取得日数」は7.2日で、前年調査より1.1日短くなっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が11.8日と最も長く、次いで「製造業」8.9日、「建設業」8.5日となっている。

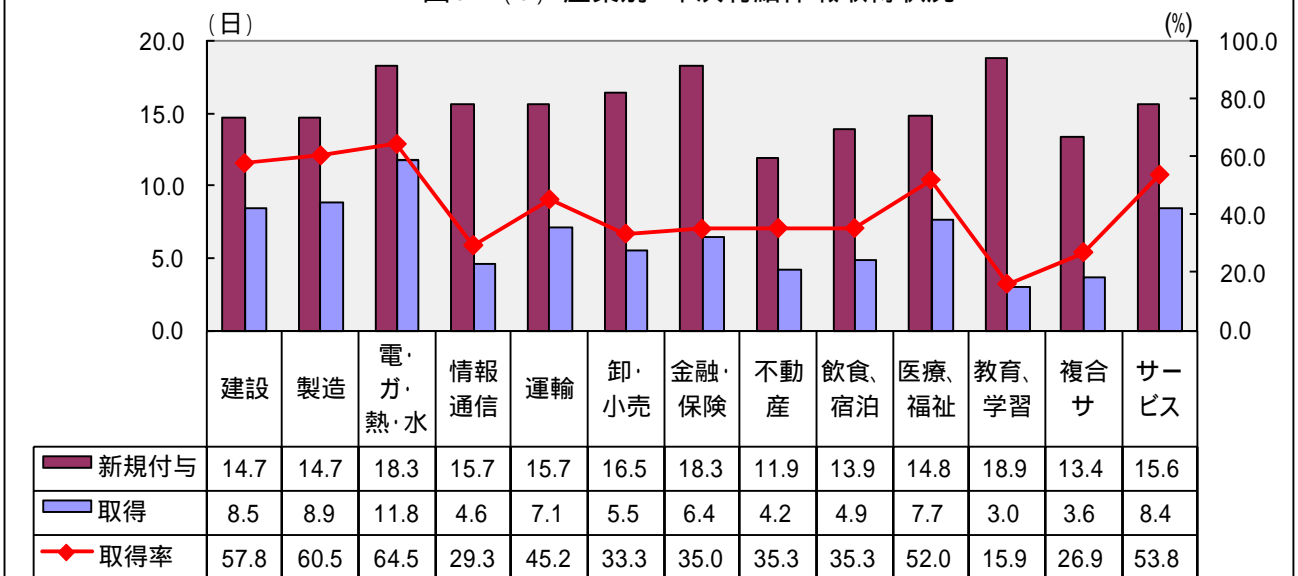
「平均取得率」は46.5%で、前年調査より2.0ポイント減少している。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が64.5%と最も高く、次いで「製造業」60.5%、「建設業」57.8%となっている。一方、最も低いのは「教育、学習支援業」15.9%で、次いで「複合サービス業」26.9%、「情報通信業」29.3%となっている。

表3 - (3) 年次有給休暇の常用労働者1人平均の付与日数と取得日数 単位: 事業所 (%)

	回答事業所	平均新規付与日数 (A)	平均取得日数 (B)	新規付与日数に対する 平均取得率 (B) / (A)
H21調査計	590	15.5	7.2	(46.5)
H20調査計	453	17.1	8.3	(48.5)

図3 - (3) 産業別 年次有給休暇取得状況



4 育児・介護休業制度

(1) 育児休業制度

育児休業対象者の出産後の状況（最近1年間）

最近1年間の育児休業対象者のうち、「育休を取得した者」は女性が88.0%、男性が0.3%となっている。

「出産を機に退職した者」は女性が8.0%となっている。

女性の「育休を取得した者」を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が100%と対象者全員が取得しており、次いで高いのが「金融・保険業」95.8%、「複合サービス業」94.1%となっている。

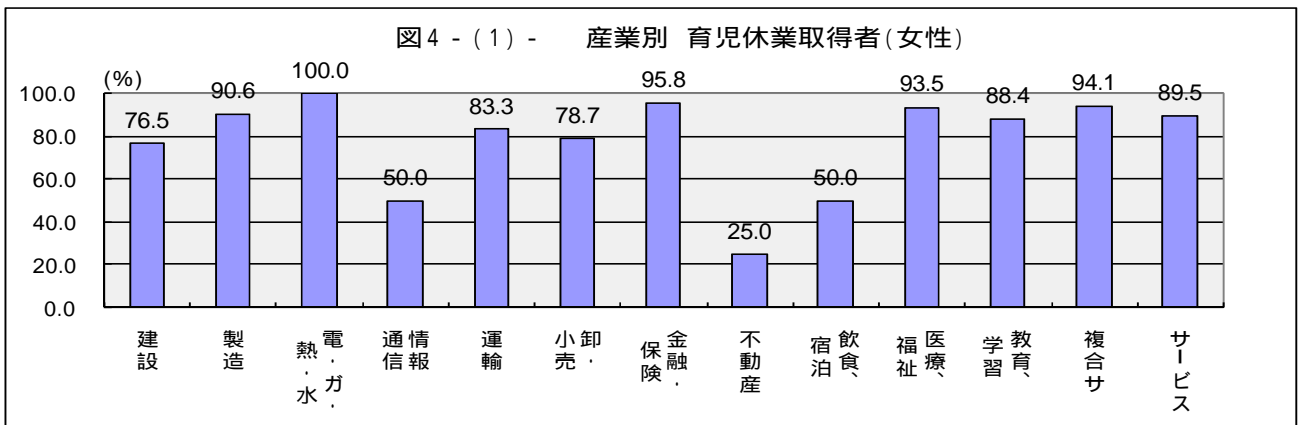
表4 - (1) - 育児休業対象者の出産後の状況

単位:人(%)

	女				男			
	育児休業対象者	育休を取得した者	育休を取得しなかった者	出産を機に退職した者	育児休業対象者	育休を取得した者	育休を取得しなかった者	配偶者の出産を機に退職した者
H21調査計	651 (100.0)	573 (88.0)	26 (4.0)	52 (8.0)	756 (100.0)	2 (0.3)	754 (99.7)	0 (0.0)

(注) 育児休業対象者(男)は配偶者が出産した労働者

ただし、育児介護休業法第6条に定める「労使協定による育児休業適用の除外」は考慮していない



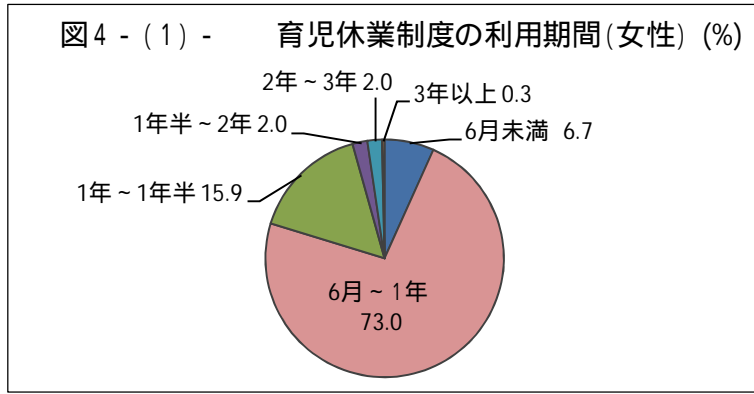
育児休業制度の利用期間と利用者数

女性の育児休業の利用期間は「6か月以上1年未満」が73.0%と最も高く、前年調査より2.1ポイント増加している。次いで「1年以上1年半未満」15.9%、「6か月未満」6.7%となっており、利用期間は1年半未満が全体の95.6%を占めている。

表4 - (1) - 育児休業制度の利用期間と利用者数

単位:人(%)

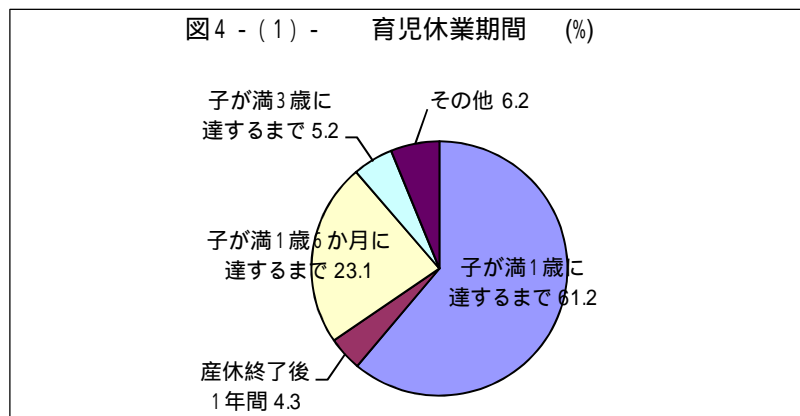
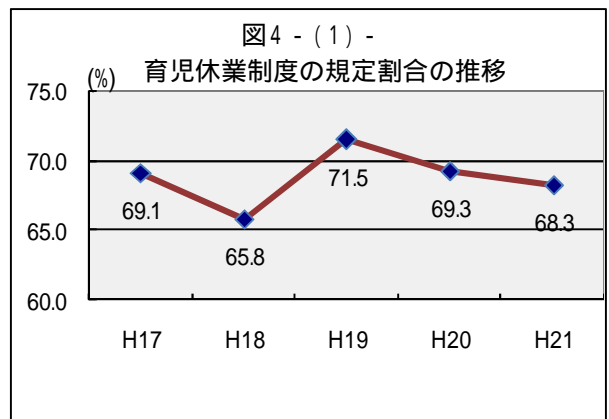
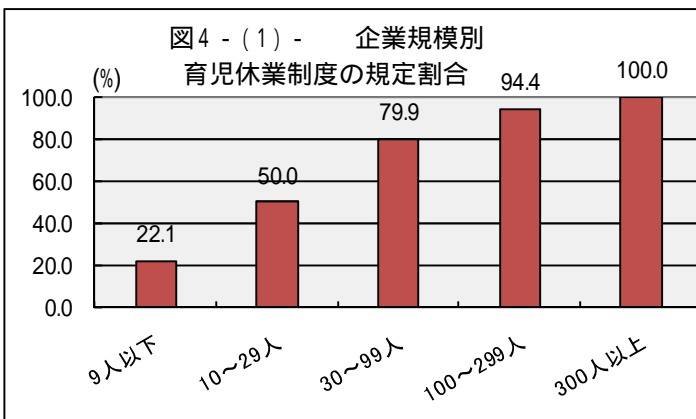
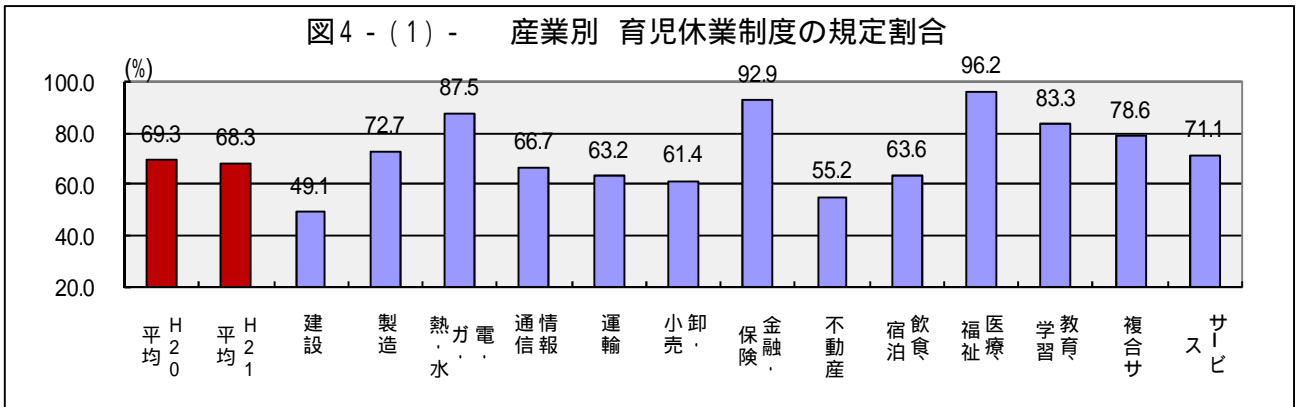
	女							男						
	利用者数	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上1年半未満	1年半以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上	利用者数	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上1年半未満	1年半以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
H21調査計	597 (100.0)	40 (6.7)	436 (73.0)	95 (15.9)	12 (2.0)	12 (2.0)	2 (0.3)	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
H20調査計	549 (100.0)	44 (8.0)	389 (70.9)	92 (16.8)	11 (2.0)	6 (1.1)	4 (0.7)	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)



育児休業制度の規定事業所

育児休業制度の規定を設けている事業所は 68.3%で、前年調査より 1.0 ポイント減少している。産業別にみると、「医療、福祉」が 96.2%と最も高く、「建設業」が 49.1%と最も低い。企業規模別にみると、「300人以上」が 100%と全て制度化されており、規模が大きくなるほど割合が高くなっている。

育児休業制度で規定されている休業期間は、「子が満1歳に達するまで」が 61.2%と最も高く、次いで「子が満1歳6か月に達するまで」が 23.1%となっている。



(2) 介護休業制度

介護休業制度の規定事業所と休業期間

介護休業制度を規定している事業所は61.6%で、前年調査より2.3ポイント増加している。産業別にみると、「医療、福祉」が88.7%と最も高く、「建設業」が38.9%と最も低い。企業規模別にみると、「300人以上」が100%と全て制度化されており、規模が大きくなるほど割合が高くなっている。

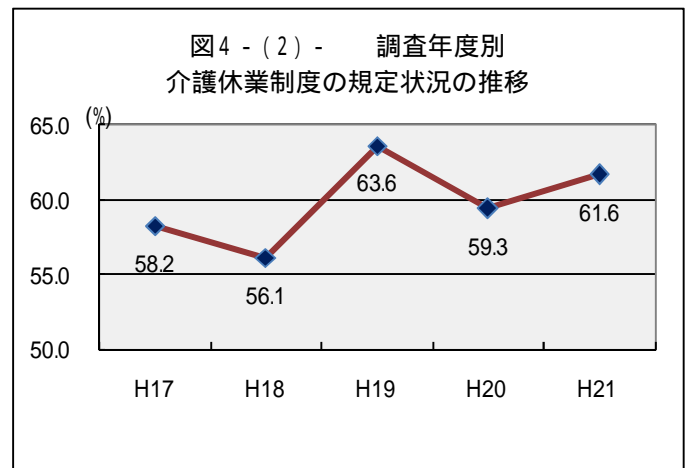
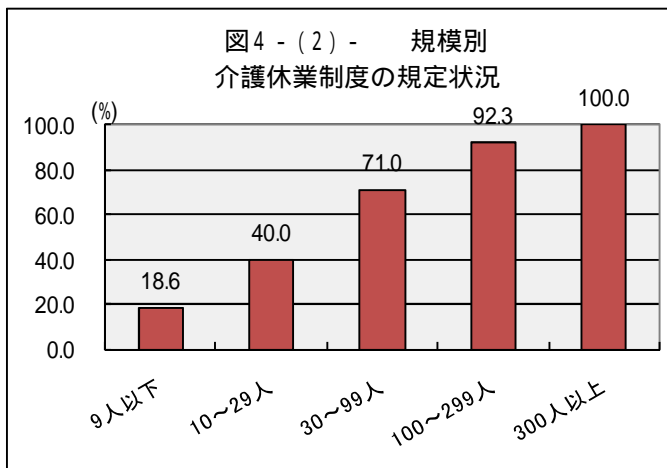
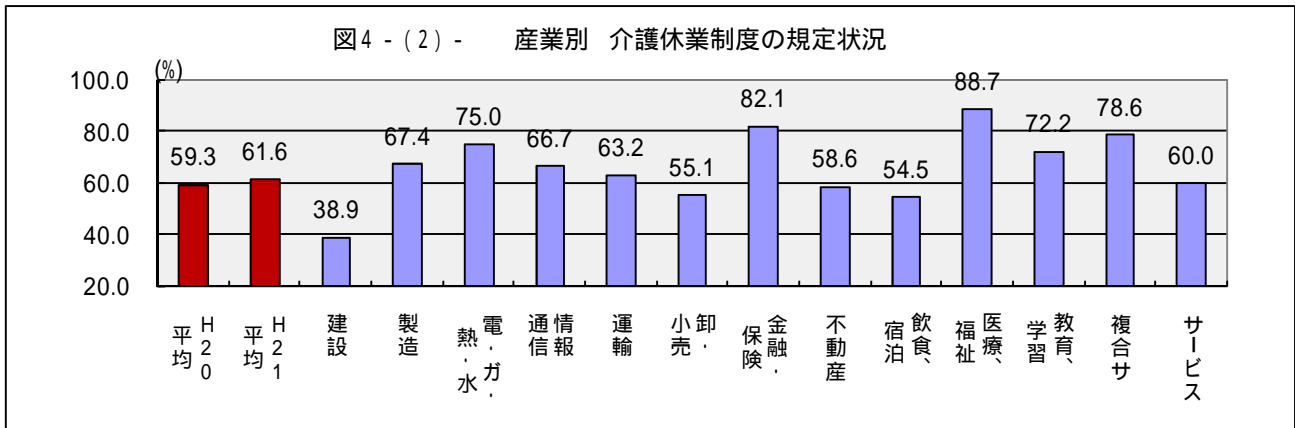
介護休業制度に規定されている休業期間は、「3か月まで」が78.0%、「3か月を超える」が22.0%となっている。

表4 - (2) - 介護休業制度の規定事業所と休業期間

単位:事業所(%)

	回答事業所	制度の規定を 設けている	休業期間		制度の規定を 設けていない
			3か月まで	3か月を 超える	
H21調査計	709 (100.0)	437 (61.6) <100.0>	341 <78.0>	96 <22.0>	272 (38.4)
H20調査計	615 (100.0)	365 (59.3) <100.0>	279 <76.4>	86 <23.6>	250 (40.7)

(注) < > 内は、介護利用制度を利用できる期間の内訳



介護休業制度の利用状況

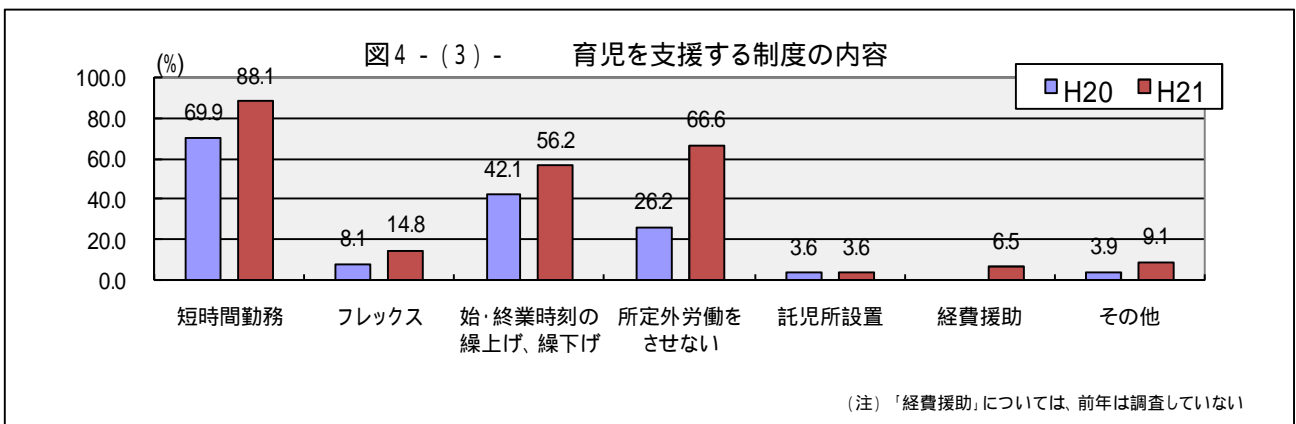
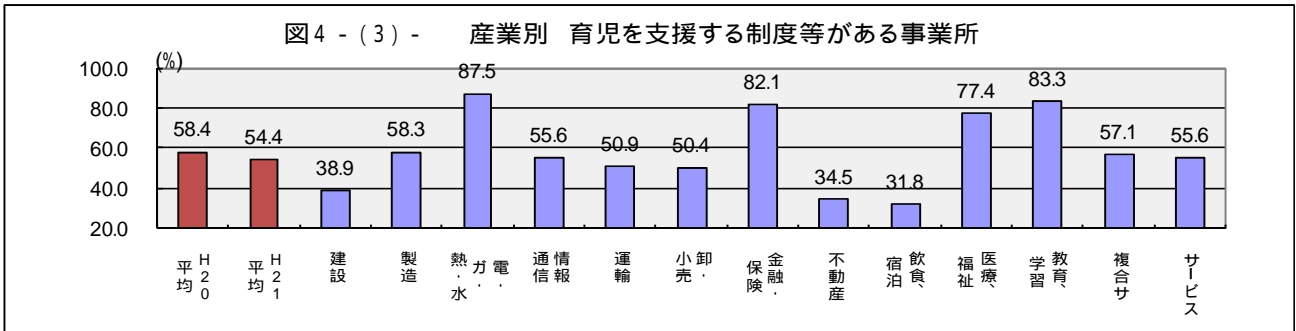
介護休業制度を規定している事業所の1年間(平成20年7月1日~平成21年6月30日)の利用者の有無をみると、「利用者がいた事業所」は5.5%で、前年調査より1.3ポイント減少している。

介護休業制度を規定している事業所で、制度を利用した人は32人で、その内訳は女性27人、男性5人となっている。(統計表22を参照 ホームページからダウンロードできます)

(3) 育児・介護を支援する制度

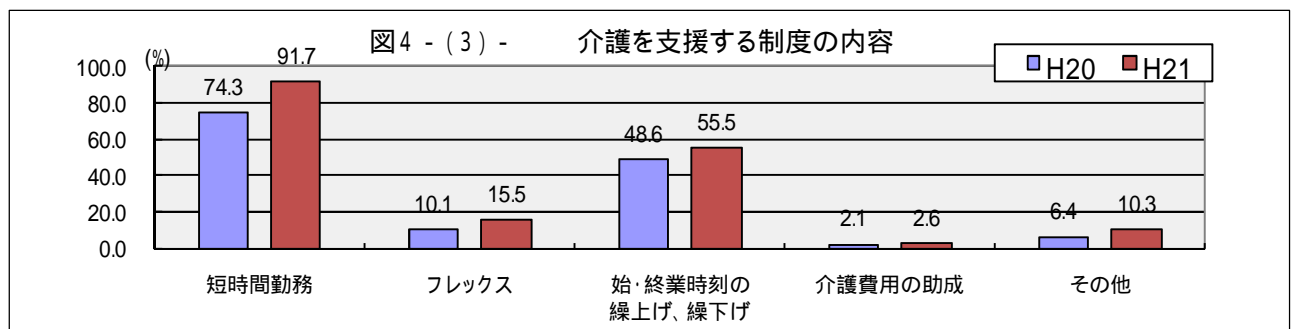
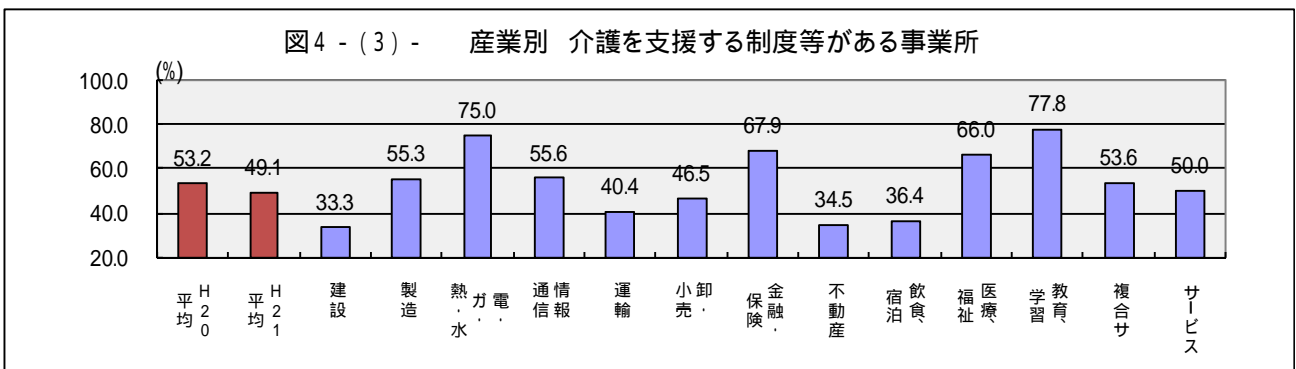
育児を支援する制度

何らかの「育児を支援する制度等がある事業所」は 54.4%で、前年調査より 4.0 ポイント減少している。産業別にみると「電気・ガス・熱供給・水道業」が 87.5%と最も高く、「飲食、宿泊業」が 31.8%と最も低くなっている。



介護を支援する制度

何らかの「介護を支援する制度等がある事業所」は 49.1%で、前年調査より 4.1 ポイント減少している。産業別にみると「教育、学習支援事業」が 77.8%と最も高く、「建設業」が 33.3%と最も低くなっている。



5 パートタイム労働者

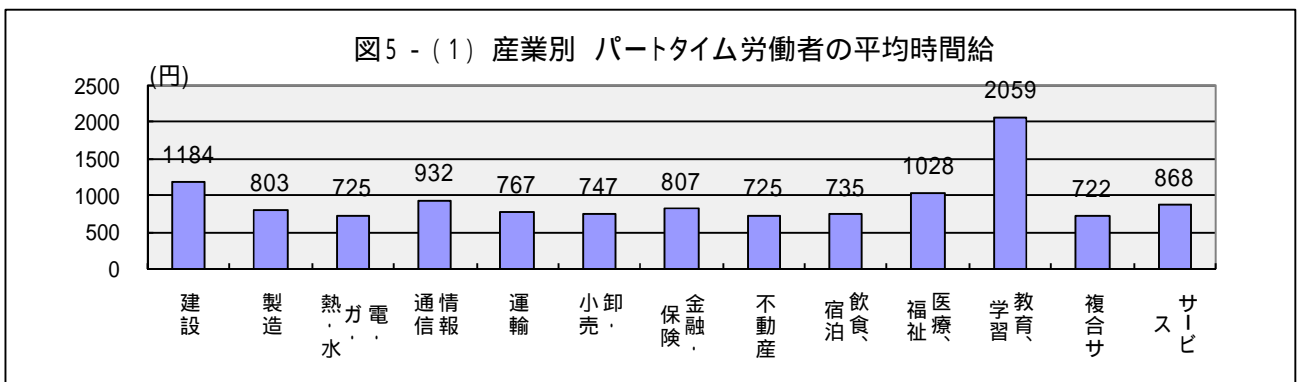
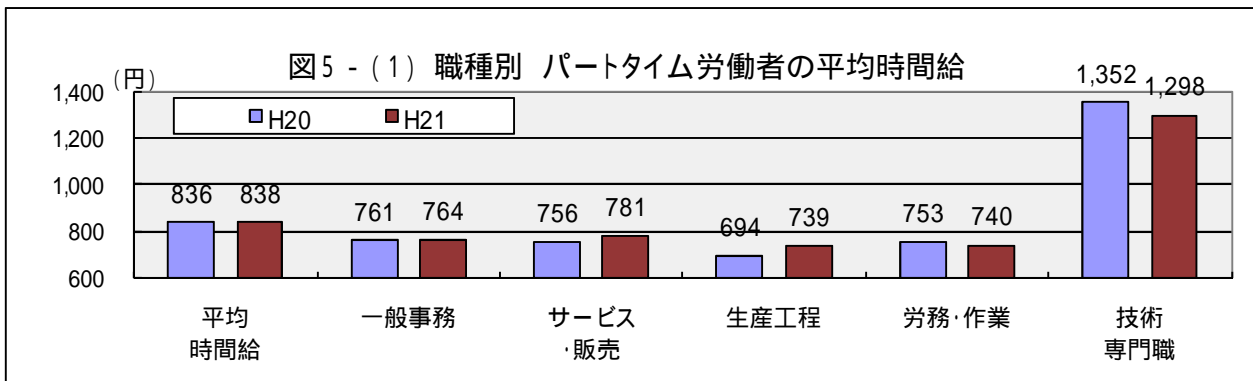
パートタイム労働者に関する調査は「3年ごとの特定調査項目」であり、前回調査は3年前(H18年)に実施している。ただし、「平均時間給」の調査だけは前年(H20年)に実施している。

(1) パートタイム労働者の平均時間給

パートタイム労働者の平均時間給は838円で、前年調査より2円高くなっている。

職種別にみると、「技術専門職従事者」が1,298円と最も高く、一方で「生産工程従事者」が739円と最も低くなっている。

産業別にみると、「教育、学習支援業」が2,059円と最も高く、「複合サービス業」が722円と最も低くなっている。



(2) パートタイム労働者の雇用理由

パートタイム労働者を雇用している事業所は55.0%で、前回調査(平成18年)より1.6ポイント増加している。産業別にみると、「医療、福祉」が92.5%と最も高く、「建設業」が30.6%と最も低くなっている。

雇用している理由(複数回答)については、「人件費が割安」が51.0%と最も高く、次いで「簡単な仕事内容」46.4%となっている。(産業別については統計表27を参照 ホームページからダウンロードできます)

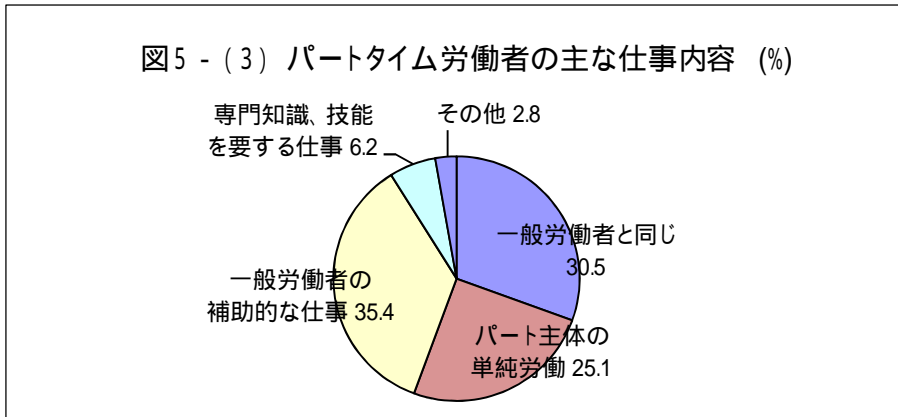
表5 - (2) パートタイム労働者を雇用している主な理由(複数回答) 単位:事業所(%)

	回答事業所	パートタイム労働者を雇用している事業所	雇用している主な理由(複数回答)						
			雇用調整が容易	簡単な仕事内容	人件費経費負担が割安	繁忙期(季節・時間帯)対処	一般労働者の採用が困難	退職した一般労働者の再雇用	一般労働者の労働時間短縮促進
H21調査計	709 (100.0)	390 (55.0)	86 <22.1>	181 <46.4>	199 <51.0>	86 <22.1>	62 <15.9>	33 <8.5>	75 <19.2>
H18調査計	579 (100.0)	309 (53.4)	68 <22.0>	196 <63.4>	126 <40.8>	66 <21.4>	41 <13.3>	7 <2.3>	34 <11.0>

(注) < >内は、雇用している主な理由の内訳

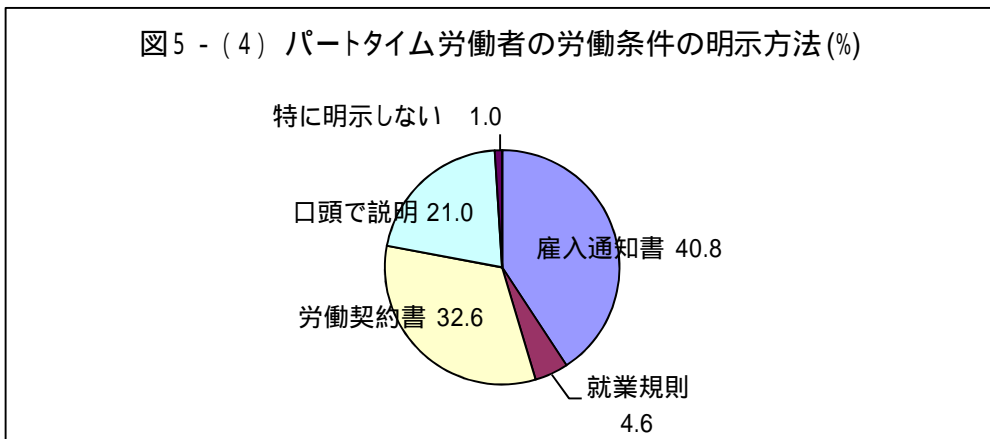
(3) パートタイム労働者の主な仕事内容

パートタイム労働者の主な仕事内容については、「一般労働者の補助的な仕事」が35.4%で最も高く、次いで「一般労働者と同じ」30.5%、「パートタイム労働者主体の単純労働」25.1%となっている。



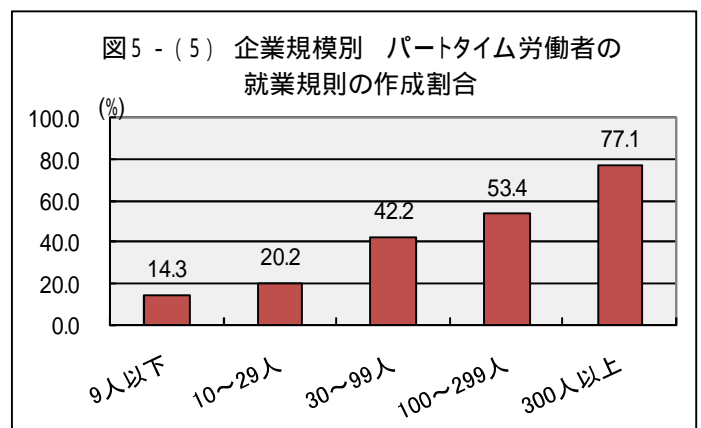
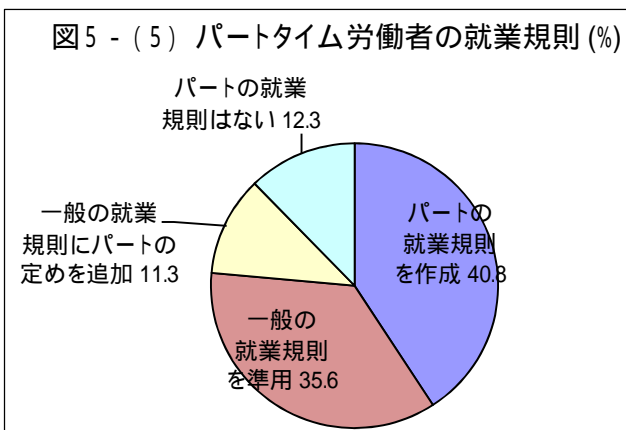
(4) パートタイム労働者への労働条件の明示方法

パートタイム労働者への労働条件の明示方法については、「雇入通知書の交付」が40.8%と最も高く、次いで「労働契約書の交付」32.6%となっており、これに「就業規則の交付」も含めて何らかの書面により労働条件を明示している割合は78.0%となっている。



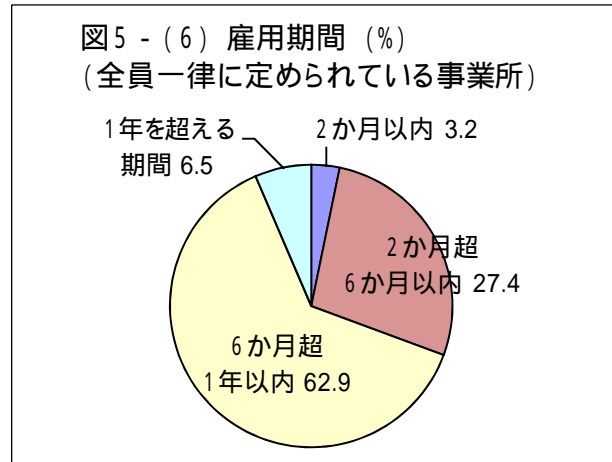
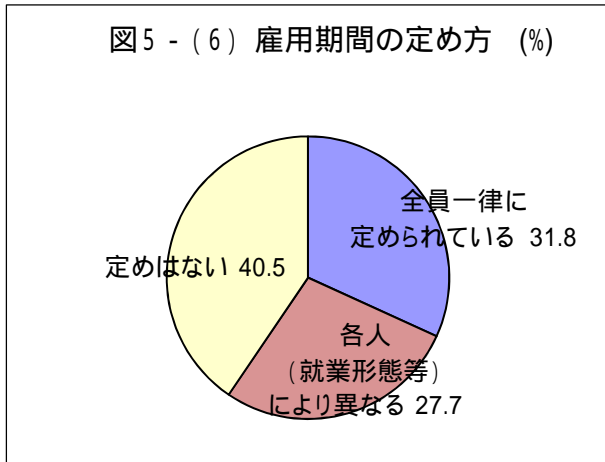
(5) パートタイム労働者の就業規則

「パートタイム労働者の就業規則を作成している」が40.8%と最も高く、次いで「一般労働者の就業規則を準用」35.6%となっている。企業規模別にみると、規模が大きくなるにつれて「パートタイム労働者の就業規則を作成」の割合が高くなっている。



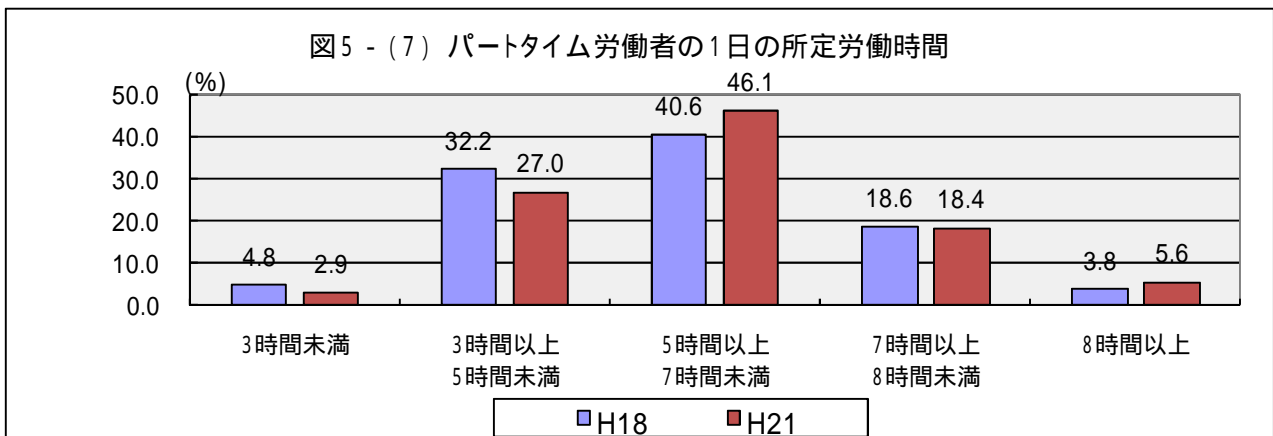
(6) パートタイム労働者の雇用期間

パートタイム労働者の雇用期間については、「定めがない」が40.5%と最も高い。「全員一律に定められている」事業所の割合は31.8%で、定められている雇用期間の内訳については「6か月超1年以内」が62.9%と最も高くなっている。



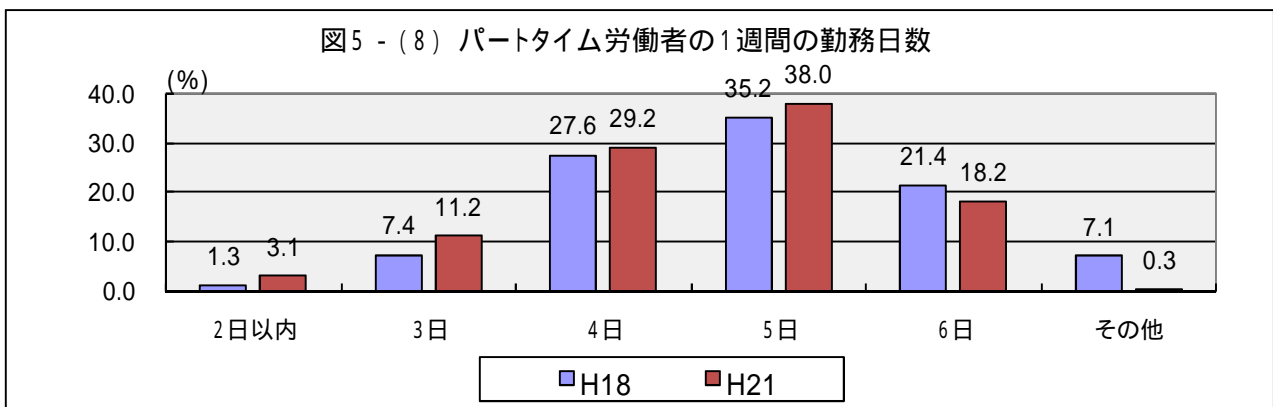
(7) パートタイム労働者の1日の所定労働時間

1日の所定労働時間をみると、「5時間以上7時間未満」が46.1%と最も高く、前回調査(H18年)より5.5ポイント増加している。次いで高いのが「3時間以上5時間未満」27.0%となっている。



(8) パートタイム労働者の1週間の勤務日数

1週間の勤務日数についてみると、「5日」が38.0%と最も高く、前回調査(H18年)よりも2.8ポイント増加している。次いで高いのが「4日」29.2%となっている。

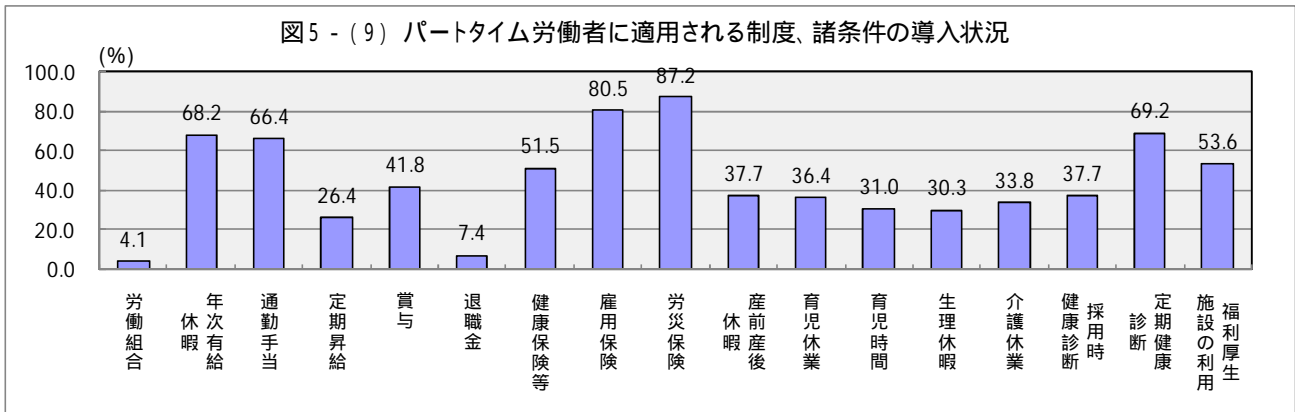


(9) パートタイム労働者に適用される制度、諸条件の整備状況

パートタイム労働者に適用される制度、諸条件の整備状況は以下のとおりとなっている。

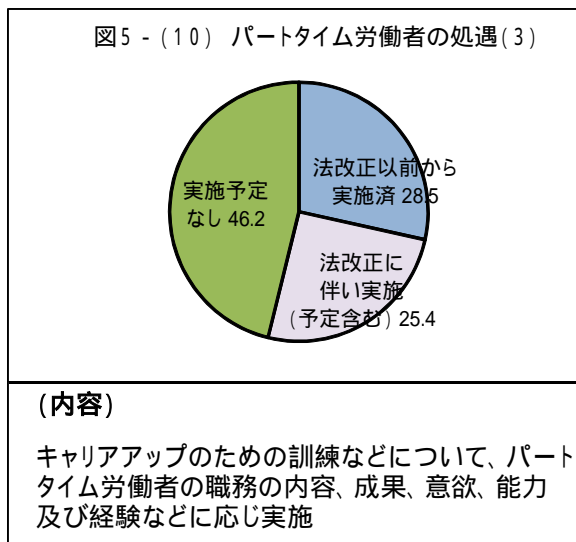
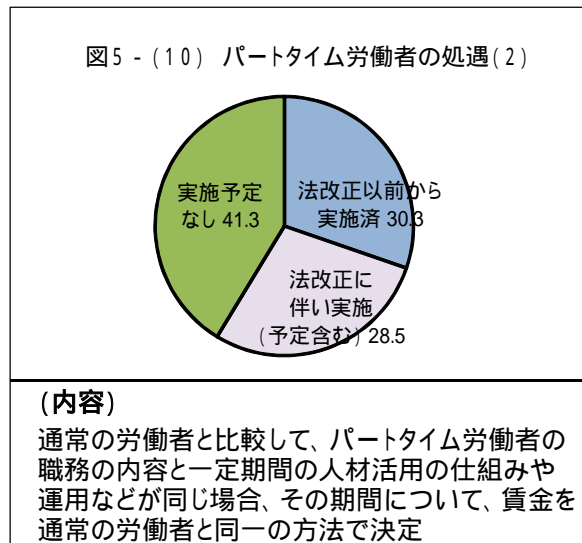
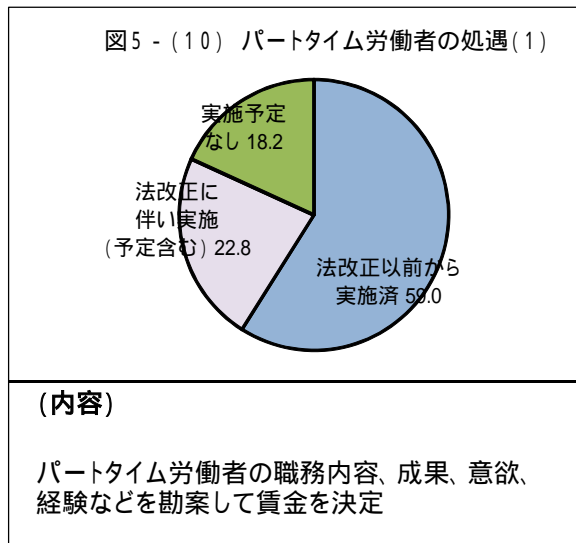
前回調査 (H18 年) と比較すると、ほとんどの項目で整備割合が上昇しており、「年次有給休暇制度」、「産前産後休暇制度」、「育児時間制度」、「生理休暇制度」、「介護休業制度」、「採用時の健康診断」、「福利厚生施設の利用」については5ポイント以上上昇している。

(前回調査(H18)結果については、統計表 34、統計表 35 を参照 ホームページからダウンロードできます)



(10) パートタイム労働者の処遇

パートタイム労働法の改正 (平成20年4月1日施行) に伴い、「努力義務化」されたパートタイム労働者の処遇について、項目ごとの実施状況は下図のとおりとなっている。



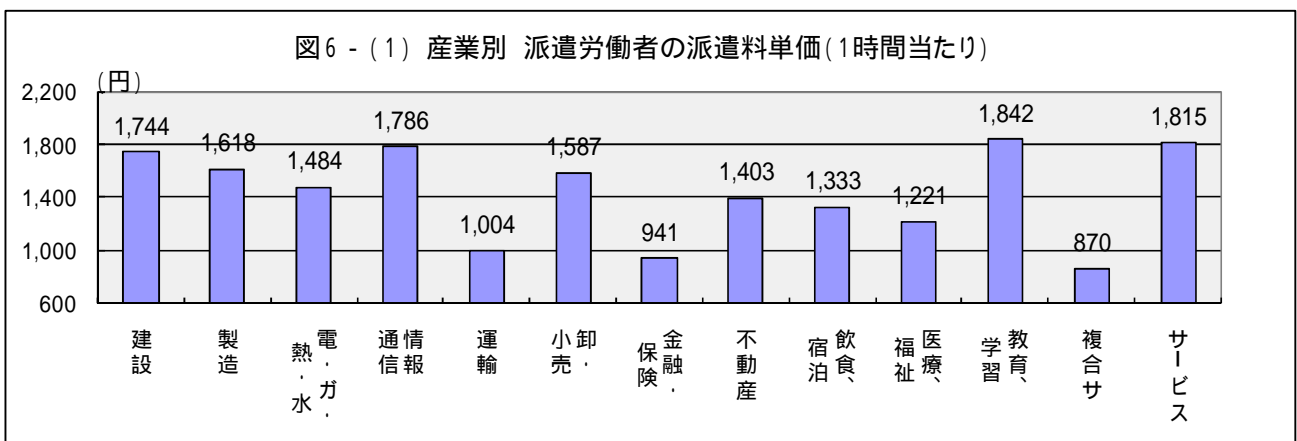
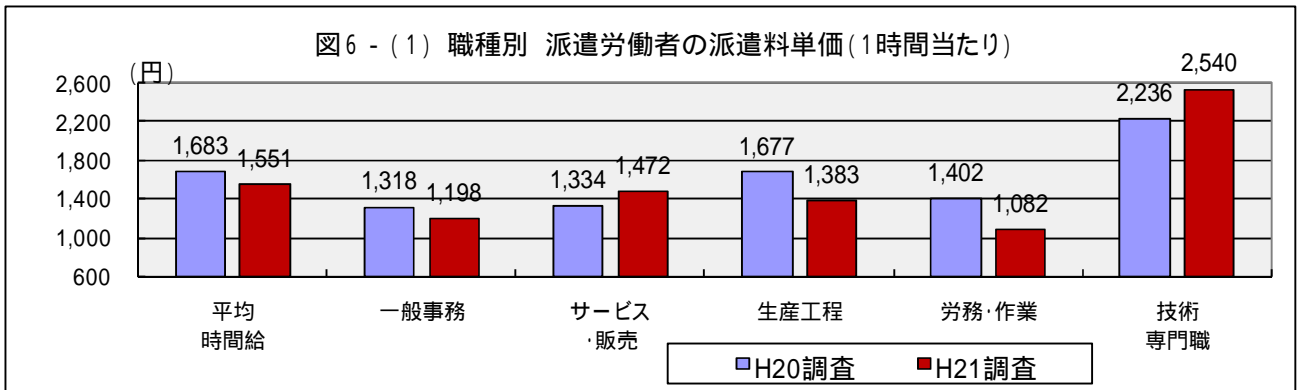
6 派遣労働者

(1) 派遣料平均単価(1時間当たり)

派遣労働者の1時間当たり派遣料平均単価は1,551円となっている。

職種別にみると、「技術専門職従事者」が2,540円と最も高く、次いで「サービス・販売従事者」1,472円、「生産工程従事者」1,383円となっている。

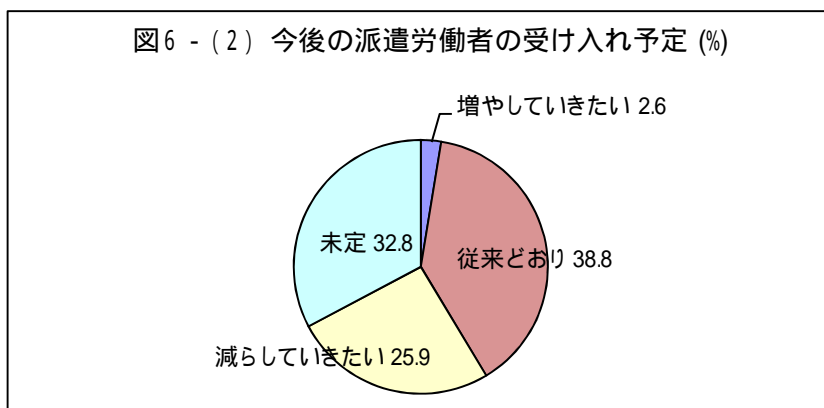
産業別にみると、「教育、学習支援事業」が1,842円と最も高く、次いで「サービス業」1,815円、「情報通信業」1,786円となっている。



(2) 今後の派遣労働者の受け入れ予定

今後の派遣労働者の受け入れ予定については、「従来どおり」が38.8%と最も高い。

「減らしていきたい」が25.9%に対し、「増やしていきたい、又は新規に受け入れたい」は2.6%となっている。



7 正社員への登用制度

契約社員・期間従業員から正社員への登用制度がある事業所は43.8%となっている。「制度がある」と回答した142事業所のうち、最近1年間に登用の実績があった事業所は61事業所(43.0%)であり、登用した人数は347人となっている。

パートタイム労働者から正社員への登用制度がある事業所は38.5%となっている。「制度がある」と回答した129事業所のうち、最近1年間に登用の実績があった事業所は41事業所(31.8%)であり、登用した人数は118人となっている。

派遣労働者から正社員への登用制度がある事業所は22.4%となっている。「制度がある」と回答した72事業所のうち、最近1年間に登用の実績があった事業所は30事業所(41.7%)であり、登用した人数は85人となっている。

表7 契約社員・期間従業員から正社員への登用制度の導入状況

単位:事業所(%),人

H21調査	回答事業所	制度がある	最近1年間の登用の実績			制度がない
			実績あり	登用した人数	実績なし	
契約社員・期間従業員から	324 (100.0)	142 (43.8) <100.0>	61 <43.0>	347	81 <57.0>	182 (56.2)
パートタイム労働者から	335 (100.0)	129 (38.5) <100.0>	41 <31.8>	118	88 <68.2>	206 (61.5)
派遣労働者から	321 (100.0)	72 (22.4) <100.0>	30 <41.7>	85	42 <58.3>	249 (77.6)

H20調査	回答事業所	制度がある	最近1年間の登用の実績			制度がない
			実績あり	登用した人数	実績なし	
契約社員・期間従業員から	210 (100.0)	110 (52.4) <100.0>	56 <50.9>	247	54 <49.1>	100 (47.6)
パートタイム労働者から	337 (100.0)	143 (42.4) <100.0>	51 <35.7>	147	92 <64.3>	194 (57.6)
派遣労働者から	108 (100.0)	37 (34.3) <100.0>	21 <56.8>	75	16 <43.2>	71 (65.7)

(注) < >内は登用制度がある事業所についての内訳

図7 - 契約社員・期間従業員から正社員への登用制度の導入状況(%)

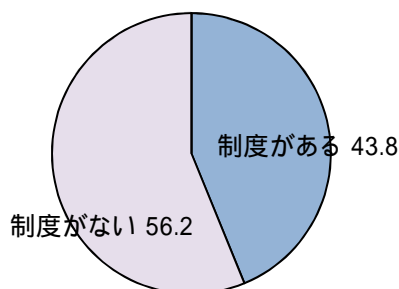


図7 - パートタイム労働者から正社員への登用制度の導入状況(%)

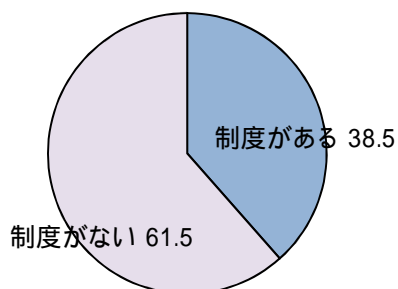
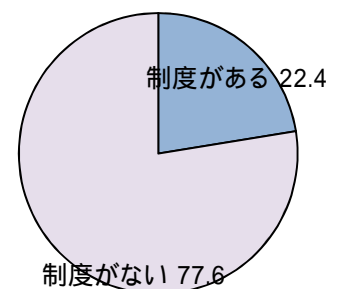


図7 - 派遣労働者から正社員への登用制度の導入状況(%)



この調査により作成された全ての統計表は、大分県庁ホームページ「おおいたの労働」にてダウンロードすることができます。

URL <http://www.pref.oita.jp/14530/tokei/index.html>